発刊:鳥取県教育委員会事務局 体育保健課 監修:鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課 令和2年3月17日作成

県内の児童生徒・保護者・学校関係者の皆さまへ

学校再開に伴う「新型コロナウイルス感染症」の 感染拡大防止のために、御協力をお願いします。

お願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、全国の多くの学校が臨時休業を行っていましたが、本県では県内の感染状況を考慮し、徹底した感染防止策を講じた上で、3月18日から県立学校を再開することとしたところです。

学校でも感染防止策を徹底しますが、まずは家庭で送り出される際の健康観察の徹底をお願い します。毎朝の登校前には検温していただき、発熱や長引く咳、強いだるさなどの症状がある場 合は、無理な登校は控えてください。

また、学校でも指導の徹底を行いますが、裏面の手洗いに関するチラシをご参照いただき、家庭でも手洗いの 徹底をお願いします。

なお、発熱等で感染が心配な場合は、医療機関での感染を防止する意味でも、必ず、下記「発熱・帰国者・接触者相談センター」(各保健所内に設置)に一報し、指示に従って医療機関を受診していただくとともに、「新型コロナウイルス感染症」の診断があった場合は、学校へお知らせください。

家庭での感染症の予防対策

- ・ 発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理せずに自宅で休養する。
- ・ 「帰宅時」「食事前」「清掃活動後」「体育的活動後」などのこまめな「手洗い」を徹底する。
- ・咳やくしゃみが出る場合は、「咳エチケット」(マスクの着用など)を心がける。
- 人ごみや繁華街など、人が密集する場所への外出はできるだけひかえる。
- ・ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がける。

学校の衛生管理の徹底

- こまめな換気(1時間に5~10分程度・2方向の窓を開ける)を行う。
- ・ 児童生徒が手を触れる箇所 (ドアノブ・手すり・スイッチなど) の消毒を行う。 $\ \ \ ^{1}$ $\ \ ^{1}$
- ・ 児童生徒が共用する物品 (ボール・バットなど) の消毒を行う。
- 児童生徒が密集しないよう空間を工夫(児童生徒同士の距離を1m以上あける)する。
- ・ 近距離での会話や発声、合唱を避ける。
- ・ 部活動を行う場合は、感染防止に十分配慮しながら、短時間での効率のよい活動を心がけるとともに、 活動後の衛生管理や、用具の消毒等を行う。

学校の備蓄の確認

- ・ 感染症が発生した際には、校内の消毒作業を学校の先生方に協力いただくこととなります。
- ・ マスクやビニール手袋、消毒薬(次亜塩素酸ナトリウム等)等の備蓄の確認をお願いします。

県内の相談窓口

感染したかもしれないなど、心配なことがあれば、以下の発熱・帰国者・接触者相談 センター等に御連絡ください。

〇発熱・帰国者・接触者相談センター(24時間対応)

東部地区(鳥取市保健所内) 0857-22-5625 (時間外 0857-22-8111) 中部地区(倉吉保健所内) 0858-23-3135、0858-23-3136

西部地区(米子保健所内) 0859-31-9317、0859-31-0029

○学校教育に関する相談窓口

鳥取県教育委員会事務局体育保健課

0857-26-7527 (時間:午前8時30分から午後5時15分)

